

Crisis Management / Sustainability Newsletter

2025 年 1 月 17 日

EU 強制労働製品上市など禁止規則の概要と日本企業への影響



弁護士 御代田 有恒
TEL. 03-6266-8989
aritsune.miyoda@morihamada.com



弁護士 平田 亜佳音
TEL. 03-6266-8759
akane.hirata@morihamada.com



弁護士 齊藤 理木
TEL. 03-5220-1925
rick.saito@morihamada.com



弁護士 塚田 智宏
TEL. 03-6213-8115
chihiro.tsukada@morihamada.com

I.はじめに

2024 年 12 月 12 日、強制労働によって生産された製品の欧州市場での上市などの禁止に関する規則 (Regulation on prohibiting products made with forced labour on the Union market and amending Directive (EU)2019/1937 (Forced Labour Ban と呼ばれることもあり、以下「FLB」といいます。))が欧州連合官報に掲載されました。一部規定を除き 2027 年 12 月 14 日より適用されます(39 条¹)。

2021 年時点で約 2,760 万人もの人が強制労働の状況に置かれていると推計されており、特に女性、子ども、移民、先住民族などの脆弱な立場にあり疎外された(vulnerable and marginalised)人々がそうした状況に置かれやすいと指摘されています(前文(2))。EU は、あらゆる形態の強制労働の根絶を優先

¹ 以下、別段の明示がない限り、条文番号は FLB の条文を指しています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

事項の一つとしており(前文(3))、関連する法令上の措置や強制労働デュー・ディリジェンス(以下「DD」といいます。)に関するガイドラインの策定を講じてきたところ(前文(9)・(12)など)、強制労働に関する施策を十全なものとするために、強制労働製品の上市などが禁止されるべきである(前文(16))などとして、FLB を制定するに至りました。

後記 3.のとおり、FLB は日本企業に大きなインパクトを与え得る重要性が高いものであり、本ニュースレターでは、FLB の概要と日本企業に与える影響を解説いたします。

II. 規則の概要

1. 禁止行為の具体的な内容

(1) 禁止される強制労働製品の意義

FLB は、強制労働によって製造された製品(products made with forced labour)(「以下「強制労働製品」といいます。)を対象としています(1 条)。「強制労働製品」とは、抽出、収穫、生産、製造のあらゆる段階(サプライチェーンのあらゆる段階における製品に関連する作業および加工を含みます。)において、全部または一部で強制労働が使用された製品をいいます(2 条(7))。

ここで、「強制労働」とは、1930 年に採択された ILO 強制労働条約(第 29 号)(以下「ILO29 号条約」といいます。)2 条 1 項にて定義される強制労働(forced or compulsory labour)を指すとされています(2 条(1))。そして、ILO29 号条約は、「強制労働」について、ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、その者が自らの自由意思で申し出たものではない一切の労務を指すとしています(同条約 2 条 1 項)。「強制労働」には国家による強制労働(forced labour imposed by state authorities)も含まれることが前提とされています(2 条(2)、8 条 2 項・14 条 2 項(b)など)²。

また、「製品」は、あらゆるタイプの全ての製品が含まれるべきとされ(前文(18))、金銭的価値があり商取引の対象となり得るあらゆるものと定義されており(2 条(6))、EU 森林破壊規則といった特定の品目に特化した EU 規則などと異なります。

(2) EU 市場への上市などと EU 市場からの輸出の禁止

FLB により、企業は、強制労働製品を EU 市場に上市し、利用可能にすること、および EU 市場から輸出することが禁止されます(3 条)。

² FLB は、強制労働の可能性を示す最も一般的な兆候を記載したものとして「[ILO indicators of Forced Labour](#)」および「[Hard to see, harder to count](#)」を挙げています(前文(20))。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

上市(2条(5))	EU 市場において最初に製品を利用可能にすること (placing on the market)
利用可能にすること(2条(4))	商業活動の過程での EU 市場における頒布、消費、または使用のための製品のあらゆる供給(有償か無償かを問わない)(making available on the market)

また、強制労働製品のオンラインまたはその他の手段による遠隔販売も、オファーが EU におけるエンド・ユーザーに向けて行われている場合(if the offer is targeted at end users in the Union)には、EU 市場において利用可能にしたものとみなされ、FLB が適用されます(4 条)。オファーが EU におけるエンド・ユーザーに向けて行われている場合かどうかは、ケースバイケースで判断されるべきとされ、その判断に当たっては、配送可能な地理的エリアや言語、支払手段、EU 加盟国の通貨の使用などの事情が考慮されるべきとされています(前文(22))。

なお、FLB は企業に対し強制労働に関連したデュー・ディリジェンスを実施する義務を追加的に課すものではないと明示しているものの(1 条 3 項)、今後、企業が強制労働に関する DD ガイダンスが公表される予定であることから(11 条(a)など)、FLB 自身も、企業が強制労働リスクについて DD を実施することを想定しているといえます。

2. 当局の調査および違反時の制裁

(1) 当局による調査のプロセス

当局による調査は、①予備調査(17 条)から始まります。この調査において、当局は、対象の事業者や関連するサプライヤーに対して、評価対象の製品に関する強制労働のリスクを特定、防止、軽減、終結または是正するための取組³について情報を要求するのに加え、広く利害関係者に対して情報提供を求める場合があります。予備調査で実質的な懸念(substantiated concern)が認められた場合には、②本調査(18 条)が実施され、FLB 3 条違反(以下「3 条違反」といいます。)の有無が判断されます。

これらの予備調査の開始や 3 条違反の有無の検討などに際しては、リスクベースアプローチが採用されます(14 条 1 項)。リスクベースアプローチの下、当局は、必要に応じて、強制労働の規模と深刻さ(国家による強制労働が懸念されるかを含む。)、EU 域内で流通するまたは入手可能となった製品の量、強制労働を用いて製造された部分の最終製品に占める割合を考慮して優先する製品を検討するとされます(14 条 2 項、前文(42))。

³ 当局は、プロセスの複雑さと関連ステークホルダーの数を考慮して、強制労働リスクの特定などのために一定の合理的な期間を猶予すべきとされています(前文(44))。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

また、3 条違反の可能性の検討に際して、当局は、事業者の 3 条遵守・不遵守の先例を含む情報や、市民社会組織および労働組合など関連ステークホルダーとの有意義な協議(meaningful consultations)から確認された問題に関する情報など、様々な情報を考慮するとされています(14 条 3 項)。また、すべての自然人・法人・法人格を持たない団体が 3 条違反に関する情報を提出可能とされており(9 条 2 項)、幅広く様々なステークホルダーからの通報が調査の端緒となり得ることが予想されます。

また、サプライチェーンにおける強制労働リスクに対処するには国際的な協力が重要であることが強調され、強制労働リスクや製品規制に関して、同様の法令が思考されている第三国(countries with similar legislation in place)を例示として記載し、第三国の当局との情報交換を行うことも予定されている(13 条、前文(37))点も特徴的といえます。

(2)違反時の制裁

当局は、3 条違反を認めた場合、事業者に対し、①当該製品の EU 市場への上市などおよび域外輸出の禁止、②既に EU 市場に上市などされた当該製品の撤去命令、③当該製品の処分(廃棄、リサイクルなど)を命じる決定を下します(20 条 4 項・25 条)。

事業者がこの決定に従わない場合には、当局自らがこれらの執行を行うことになり(23 条 1 項)、この場合、違反事業者に対しては、製品の撤去などに係る費用負担に加えて EU 各加盟国が制定する罰則が科されます(23 条 2 項、37 条)。ただし、前記決定が下された場合でも、事業者が当該製品に係る自社の事業またはサプライチェーンにおける強制労働を排除したことを示した場合には、当該決定が撤回されます(21 条 3 項)。この際、強制労働が発生したサプライヤーから他のサプライヤーへとサプライチェーンを変更することは、強制労働を排除する方法とは見なされない点に留意が必要です(前文(48))。

3. 日本企業への影響の例

FLB は、サプライチェーンにおいて強制労働の下で生産された製品の EU 市場への上市などを禁止することから、EU 市場で自社の製品を販売している企業にとっては、いかにサプライチェーンにおいて強制労働リスクを排除していくかが重要になります。そのためには、前記 1.(2)のとおり FLB は、企業に追加的な DD 義務を課すものではないと明示していますが、企業にとっては、サプライチェーンにおける強制労働リスクの有無を確認し、そのリスクを防止・軽減していく取組である DD を実施していくことが求められます。

仮に、自らが直接 EU 市場で自社の製品を販売していない事業者であっても、自社製品が組み込まれた顧客の製品が EU 市場に上市などされる場合には、顧客から、自社製品の製造工程を含む自社のサプライチェーンにおける強制労働リスク防止・軽減のための取組を求められる可能性が高まると考えられます。そのため、FLB は、広く日本企業にも大きな影響を与え得る法令であると考えます。

なお、米国では、米国関税法および 2022 年 6 月 21 日より全面施行されたウイグル強制労働防止法 (UFLPA) により、強制労働産品などの米国への輸入が禁止されていますが、(米国関税法は強制労働が行われている地域を問うものではありませんが)ウイグル自治区に注目した規制である UFLPA と異なり、FLB は、その適用要件に地理的な制限を設けておらず、UFLPA と比べてその影響は更に広範に及ぶと考えられます。

Ⅲ.おわりに

2011 年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「国連指導原則」といいます。)が全会一致で支持され、また、2022 年に日本政府が国連指導原則などに基づき「責任あるサプライチェーンなどにおける人権尊重のためのガイドライン」を策定したことも受け、日本企業における人権 DD の取組は進んできています。係る取組は、企業がそのサプライチェーンにおける人権リスクの特定や防止などに努めるものですが、国連指導原則や前記の日本政府のガイドラインはソフトローであり、人権 DD を実施しないとしても法令違反リスクを生じさせるものではありません。

他方で、一定規模以上の企業にそのバリューチェーンを含めて人権・環境 DD の実施を義務付ける企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令が 2024 年 7 月に発効したことや、本ニュースレターで紹介した FLB が成立したことを通じて、企業がサプライチェーンにおける人権・環境課題に取り組んでいくことを直接または間接に求める法制化が欧州を中心として進んでおり、人権 DD の不実施がコンプライアンス上の問題を引き起こす時代になってきています。

FLB の全面施行(2027 年 12 月 14 日)まで時間的猶予はありますが、サプライチェーンにおける強制労働リスクを防止・軽減することは、一朝一夕にできるものではなく、中長期的な取組が必要であり、早急に取組を進めていくことが重要です。